

# 広域緊急交通路沿道のブロック塀等の耐震化〔帰宅困難者対策〕について

---

## ブロック塀等の耐震診断義務付け制度（案）〔帰宅困難者対策〕について

### 制度の基本方針

診断を行わず除却する考えもあるのか

所管行政庁の意見で義務付け制度以外で進めるとは、除却制度のことか

旧基準の塀は耐震診断せずとも危険は明らかだと思うが、診断を義務付けするのか

義務付けをすると除却は進むのか。市町村の除却補助の延長や、補助率を上げるなど、国制度に+αした方が除却が進むのでは

### 府市の役割分担

市の除却補助は府の指定路線も対象なのか。通学路も対象となるのか

所管行政庁の除却の補助制度を活用すべき（現状の補助の延長）

府は帰宅困難者が歩いて帰るところを重点的に攻めるという位置づけ。府と市、両方から攻めていくという理解

### 路線

帰宅困難者がどれだけそのルートで帰るのか定量的な解析はできているのか

中心部から歩行者が歩きそうなところを重視したほうがいいのではないかと。人口密度の高い路線を重点的に対策する制度にした方がいいのではないかと

### 長さ

戸建住宅を対象外とせず、長さ8m超を義務付けてやっていこうという大阪府の姿勢はいいので、積極的にやってほしい

### 高さ

高い場所のブロック塀の方が崩落して危険ではないか

国の基準を踏襲して地盤高でいくのか、高低差を加味する考えがあるのか

高低差のあるものを優先して除却の徹底をする方がいいのではないかと

### 耐震化支援策（補助）

建物とブロック塀の両方が対象となる人は、先にブロック塀だけ耐震化することはできるのか

所有者からすると府の補助制度は診断が必要で、市の補助を使えばいきなり除却できるというのはいまい

来年度からブロック塀の除却補助制度はなくなるのか

建替えまで補助できるのか

景観向上や環境向上に繋がる政策とセットで、その予算も使いながらやるというのではないかと

耐震診断を受ければよいことがあるというものではないかと

### 運用（塀の特定）

塗装で構造体が隠れている場合もあるが調査対象なのか。目視で分からなかった場合、対象から漏れている可能性もあるのか

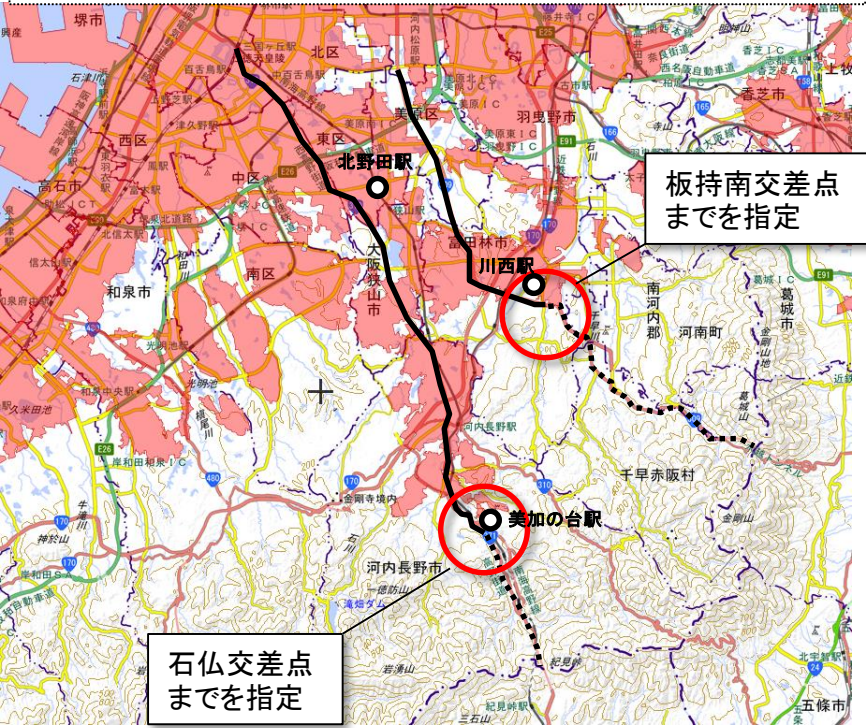
外観からはブロック塀だとわかりにくいものもあるが、これらも含めて調査ができているという理解でよろしいかと

# 耐震化を優先する路線について

山間部と都心部について、歩行者が徒歩帰宅時に実際に歩く路線を想定し、かつ早期に沿道建築物の耐震化を図り機能の確保が可能かという視点で路線を指定する。

- 山間部（国道309号、国道371号）
- 徒歩帰宅ルートは府県境まで想定されている。
  - 人家が多くあり、一定数の歩行者の利用が想定される都心※1からD I D地区の範囲内の指定とする。

※1 委員意見により下線部を「中央環状線」に変更する



国土地理院 地理院地図(人口集中地区平成27年)

- 都心部（中央環状線の内側の路線）
- 都心部で現在指定していない路線沿道には義務付け対象となる建物が多数あり、現在診断を義務付けている建築物の耐震化が進んでいない現状において、路線の追加は妥当ではない。※2

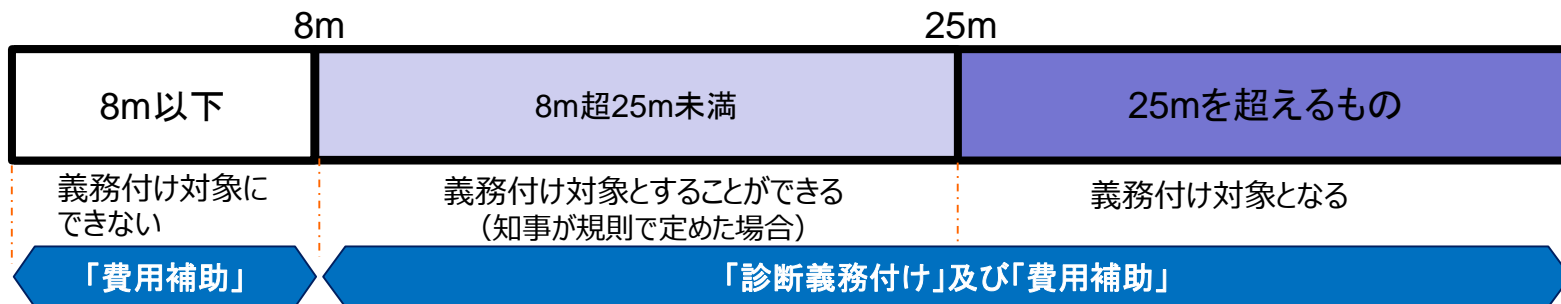
※2 委員意見により下線部を以下のとおり変更する  
 「都心部は昼間人口が多いため、徒歩帰宅者が集中すると想定されるが、中央環状線までの徒歩による到達ルートは、当面、既指定路線及びその他路線の代替で対応することとし、今回は代替えが難しい中央環状線から郊外の路線を優先して指定する。」



# 耐震化を進めるブロック塀等の規模

既存不適格で以下の規模のブロック塀等を費用補助及び耐震診断義務付けの対象として耐震化を進める。

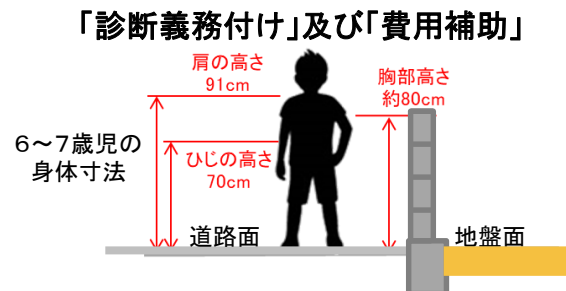
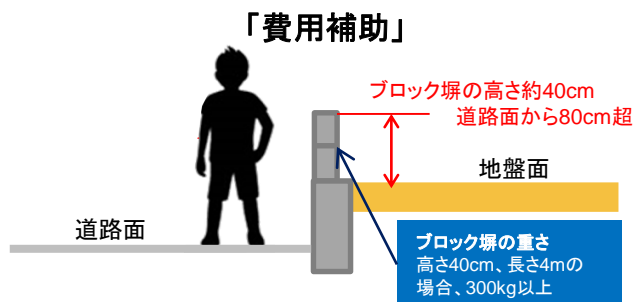
**「長さ」** すべてのブロック塀等を対象とする。  
 診断義務付けが可能な建物に附属する長さ8 m超の塀は義務付け対象とし、  
 それ以外は除却等の補助対象として耐震化を進める。



**「高さ」** 道路面から頂部までの高さが0.8 mを超えるものを対象とする。  
 ((2 m + セットバック距離)/2.5の値を超える高さ)  
 診断義務付けが可能な建物に附属する高さ80cm超の塀は義務付け対象とし、  
 それ以外は除却等の補助対象として耐震化を進める。

### 高さの考え方 (国土交通省資料より)

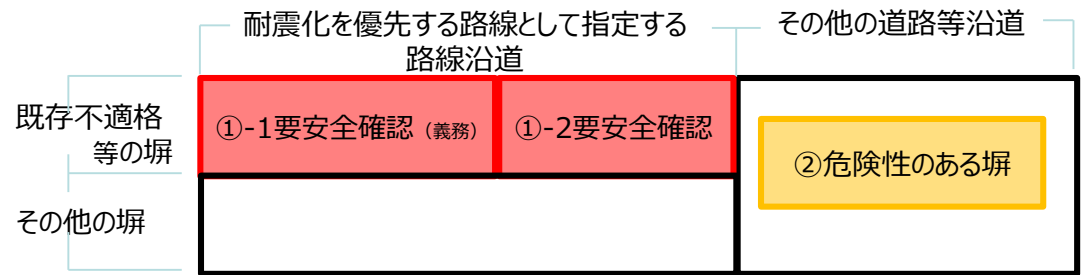
- 塀が倒壊し、胸部が強く圧迫された場合、その衝撃や窒息により、生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。
- 単独での避難が想定される小学校1年生(6～7歳児)の胸部の平均高さは約80cm。





# 耐震化を進めるブロック塀等

- 大阪府は、市町村と連携し、所有者への指導や負担軽減の支援等の安全対策に取り組む。
- 広域緊急交通路沿道のブロック塀等については、事業主体として耐震化に取り組む。



## 大阪府の直接補助の対象

### ①対象路線沿道の既存不適格等の塀

外観から鉄筋や基礎の基準適合が確認できない耐震診断が必要なもの

#### ①-1 要安全確認 (義務)

高さ80cm超かつ  
長さ8m超の塀



#### ①-2 要安全確認

1)高さ80cm超かつ  
長さ8m以下の塀



2)塀の高さ80cm以下、  
道路面から80cm超にある塀



3)建物に附属しない塀  
(S56.5以前)

建物に附属しないため既存不適格と定義されないが、同様の措置が必要



## 市町村の補助の対象

### ② 危険性のある塀

外観から劣化・損傷等の危険性が確認された早急に対策が必要なもの

ひび割れがある



傾いている



診断義務付け対象のブロック塀等については、国の補助制度を活用することで、耐震診断は所有者負担なし、除却等は1/5の負担で可能。

## 診断義務付け対象

### 耐震診断

国 1/2	府 1/2
----------	----------

### 除却・建替え・改修

国 2/5	府 2/5	所有者 1/5
----------	----------	------------

## 診断義務付け対象以外

### 耐震診断

国 1/3	府 1/3	所有者 1/3
----------	----------	------------

### 除却・建替え・改修

国 1/3	府 1/3	所有者 1/3
----------	----------	------------

限度額(耐震診断、除却等の合計) 80,000L (円)

耐震診断補助の限度額

標準的な費用として国土交通大臣が定める額

延長10m未満: 5,000L(円)

延長10m以上: 48,000+200L(円) L: 延長

# 指定路線沿道のブロック塀等の件数

(府調査による。建設年度未確認の件数を含む)

**〔凡例〕**

路線名 ○件・○件

① ②

① 要安全確認(義務)の件数  
建物に附属し、長さ8m超、高さ0.8m超の塀で、建設年度が判明し既存不適格となるもの及び建設年度が不明のもの

② 要安全確認の件数  
建物に附属しないものも含み、長さ8m以下または高さ0.8m以下のもの(建設年度は未確認)

**合計 265件・543件**

